

1 調査名称：豊川市総合都市交通体系調査（都市計画道路整備戦略策定）業務

2 調査主体：豊川市

3 調査圏域：豊川市全域

4 調査概要：

本市では昭和 15 年に 24 路線の都市計画道路が決定されて以降、昭和 30 年代から平成初期において、28 路線が追加され、現時点で合計 52 路線、272km の都市計画道路が存在する。現状においてその整備率は約 50%にとどまっており、愛知県全体の整備率約 70%、東三河 5 市における整備率約 60%に対し著しく低く、未整備路線には路線自体が長期未着手となっている路線も多く都市整備上の課題となっている。また、決定時とは異なる社会情勢や市民ニーズの変化などから、必要性の再検討や選択と集中による計画的な整備を進める必要がある。

併せて、本市は平成 17 年度以降、旧一宮町、旧音羽町・旧御津町及び旧小坂井町と 3 度の市町村合併（1 市 4 町）を行っていることから、合併による不整合の解消及び新市としての都市計画道路網の再検討が必要となっている。

以上の必要性や課題から平成 22 年度に策定した豊川市都市計画マスタープランでは計画的な道路網の構築を位置づけ、本調査の必要性を明確化した。

このような状況の中、平成 25 年度に第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査のマスターデータが開示されることに伴い、「都市計画道路網の見直し検討」を実施する。

本調査では、市内都市計画道路の不整合解消を図り、計画的な整備を図るとともに本市の骨格となる新たな将来道路網を定めることを目的として、将来都市計画道路網の策定、都市計画道路の変更・廃止等の見直し方針及び整備方針の策定を行うものである。

## I 調査概要

1 調査名：豊川市総合都市交通体系調査（都市計画道路整備戦略策定）業務

## 2 報告書目次

はじめに

### I 現況整理

- 1 都市計画道路の現況
- 2 交通需要特性
- 3 道路交通状況
- 4 上位・関連計画等の整理
- 5 道路交通の課題整理

### II 豊川市がめざす将来道路交通ビジョン

### III まちづくりからみた都市計画道路の評価

- 1 地域別交通環境基礎データ
- 2 地域別みち・まちづくりの検討カルテ

### IV 将来交通量推計による評価

- 1 将来交通量推計の概要
- 2 将来交通量推計による評価

### V 将来都市計画道路網基本構想の検討

- 1 検討手順
- 2 都市道路の機能明確化（一次案）
- 3 将来都市計画道路網基本構想の検討
- 4 将来都市計画道路網基本構想

### VI 未整備都市計画道路の見直し方針の検討

### VII 「整備促進都市計画道路」の整備方針の作成

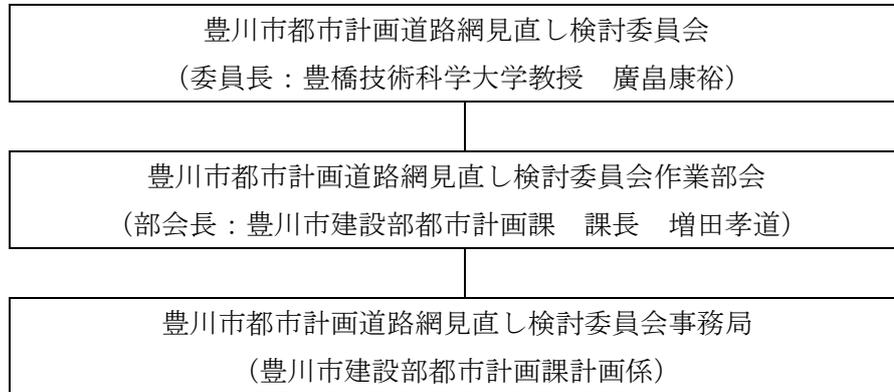
### VIII 課題の整理

- 1 市域全体における課題の整理
- 2 地域別の課題の整理

### IX 今後の対応・針

### X 策定の経緯

## 3 調査体制



## 4 委員会等名簿

	団体名	役職等	氏名
委員(職務代理者)	学識経験者	岐阜大学名誉教授	竹内 伝史
委員長	学識経験者	豊橋技術科学大学教授	廣島 康裕
委員	豊川商工会議所	総務課長	佐原 圭子
委員	愛知県バス協会	専務理事	古田 寛
委員	愛知県タクシー協会	豊川・蒲郡支部長	鈴木 榮一
委員	市民公募委員		岩瀬 彰
委員	市民公募委員		杉浦 正彬
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課	課長	間宮 敏博
オブザーバー	愛知県建設部都市計画課	課長	横山 甲太郎
オブザーバー	愛知県東三河建設事務所	企画調整監	杉浦 政晴
事務局	豊川市建設部都市計画課		

## II 調査成果

### 1 調査目的

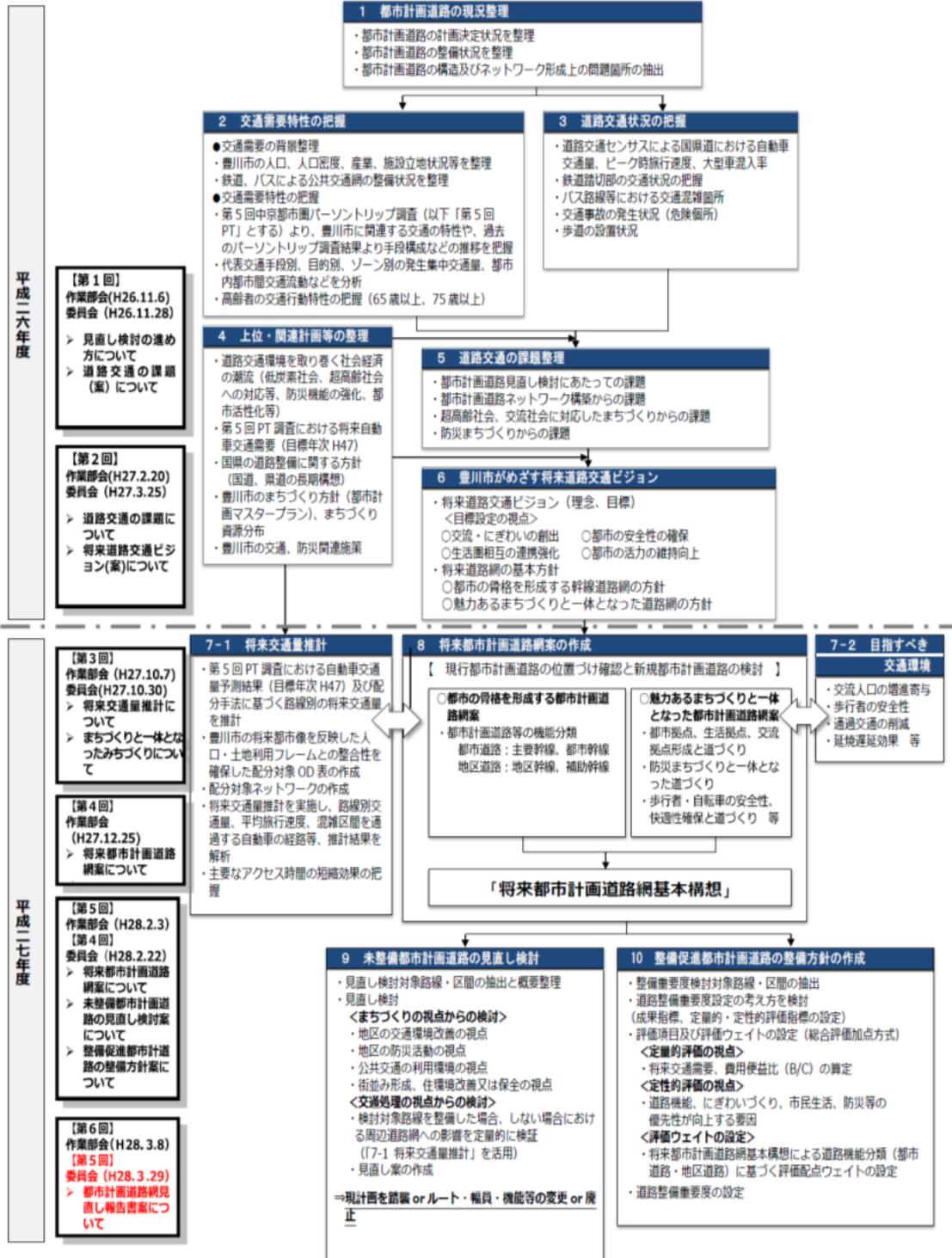
豊川市の健全な発展のためには、交通需要特性や道路交通特性などを踏まえた道路交通の課題への対応を図るとともに、道路交通の円滑化、都市及び地域の活性化、超高齢社会、低炭素社会などの社会経済情勢の変化への対応や、災害時における避難路の確保など、安全・安心に留意した道路交通環境の整備を進めていく必要がある。また、都市計画決定当初から現在にかけて、道路に期待される役割や豊川市の将来像、道路をとりまく社会経済情勢は大きく変化していることから、こうした変化に応じた見直しを行うことが必要であるほか、豊川市においては平成 18 年から 22 年に 1 市 4 町が合併したことから、今後は新豊川市が一体の都市として発展していくための重要な都市基盤施設として、各地区間を連絡する幹線道路網の構築が必要となっている。

一方、社会経済情勢の変化や行政の厳しい財政事情から、道路事業予算は縮小しており、今後はさらに、道路事業予算に占める道路維持・修繕費の割合が高まり、新たな道路整備への費用は減少していく見込みである。

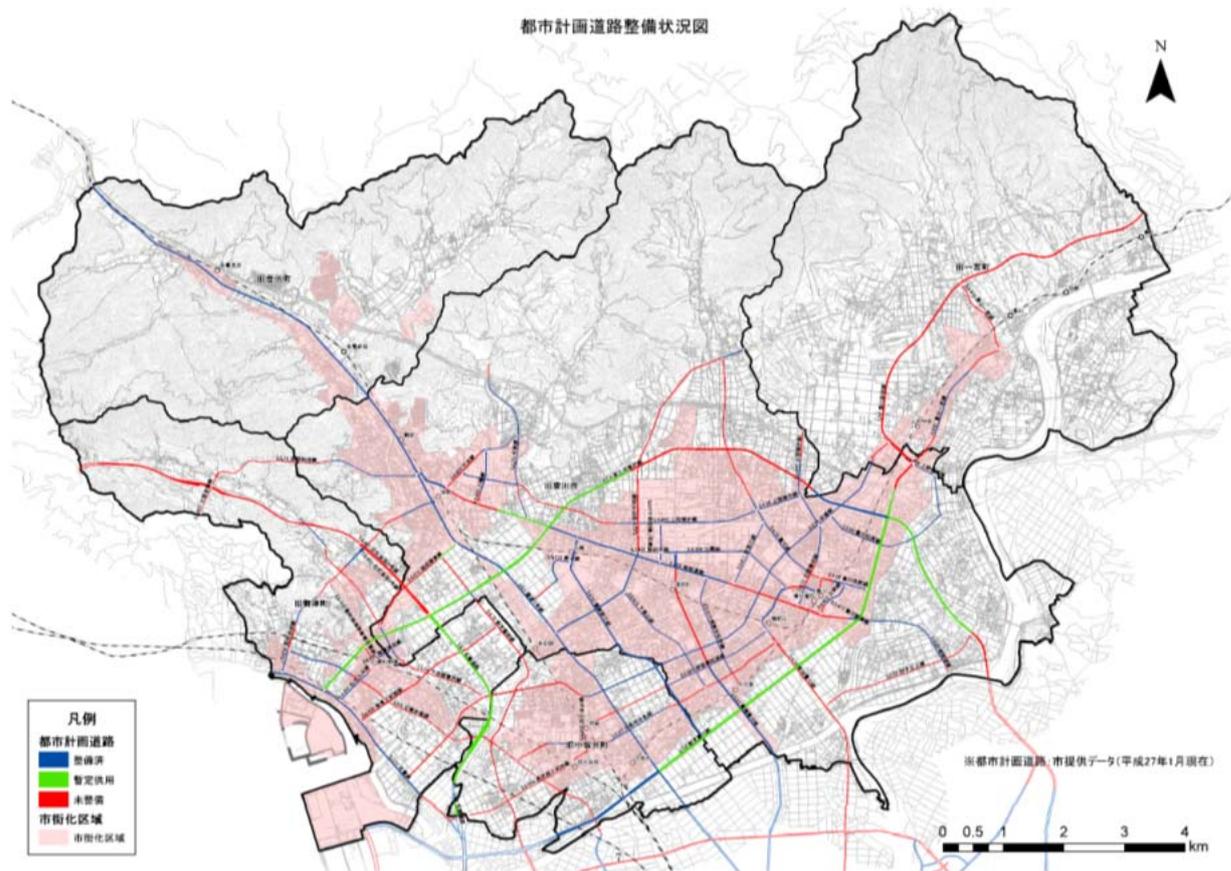
こうした背景を踏まえ、限られた予算の中で効率的・効果的な道路整備を進める必要があることから、長期未整備路線について都市計画決定の廃止を含めた検討を行うなど、都市計画道路の役割や必要性を再検証し、見直しを行うものである。

2 調査フロー

豊川市都市計画道路網見直し検討 作業フロー



### 3 調査圏域図



## 都市計画道路とは

- 都市計画決定とは、住宅地・商業地・工業地などの土地利用、道路・公園・緑地などの施設の整備について、都市の健全で秩序ある発展のために必要で、公共性が高く、強く推進する必要があるものについて、都市計画法（以下、「法」という。）の一定の手続きによって決定されるものです。
- 都市計画道路は、都市の骨格を形成する基盤施設として都市計画決定されたものです。一般の道路とは違い、道路を効率的に整備するため、法に基づいて道路の区域を決定し、法 53 条により区域内での建築行為に一定の制限が設けられています。
- 都市計画道路は、「円滑な移動の確保」、「都市やまちの形成」、「下水道管や電線などの収容や防災空間」などの役割を持っています。

## 豊川市の都市計画道路の現況

- 豊川市の都市計画道路は、52 路線（延長約 180km）が指定されています。
- そのうち、整備済み延長は約 56%（県決定路線：約 57%、市決定路線：約 52%、平成 27 年 3 月末日現在）となっていますが、計画決定後、未整備のまま長期間経過している路線も多く存在します。
- 旧御津町及び旧小坂井町の都市計画道路整備率は、旧豊川市、旧音羽町の整備率と比較して低い状況となっています。旧一宮町の整備率についても低い状況となっていますが、（都）豊川新城線が事業化されており、その完成後の整備率は約 80%となります。

	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率	都市計画決定時期	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率
県決定路線	142.95	81.01	56.7%	昭和 30 年代以前	36.88	19.78	53.6%
市決定路線	36.86	19.09	51.8%	昭和 40～50 年代	113.46	70.02	61.7%
				昭和 60 年代～平成 5 年	13.18	3.41	25.9%
				平成 5 年以降	16.29	6.89	42.3%
合計	179.81	100.10	55.7%	合計	179.81	100.10	55.7%

	計画延長(km)	整備済延長(km)	整備率
旧豊川市	105.54	70.82	67.1%
旧一宮市	10.85	1.46	13.5%
旧音羽町	5.83	5.83	100.0%
旧御津町	33.23	10.04	30.2%
旧小坂井町	24.36	11.95	49.1%
合計	179.81	100.10	55.7%

## 見直し検討の概要

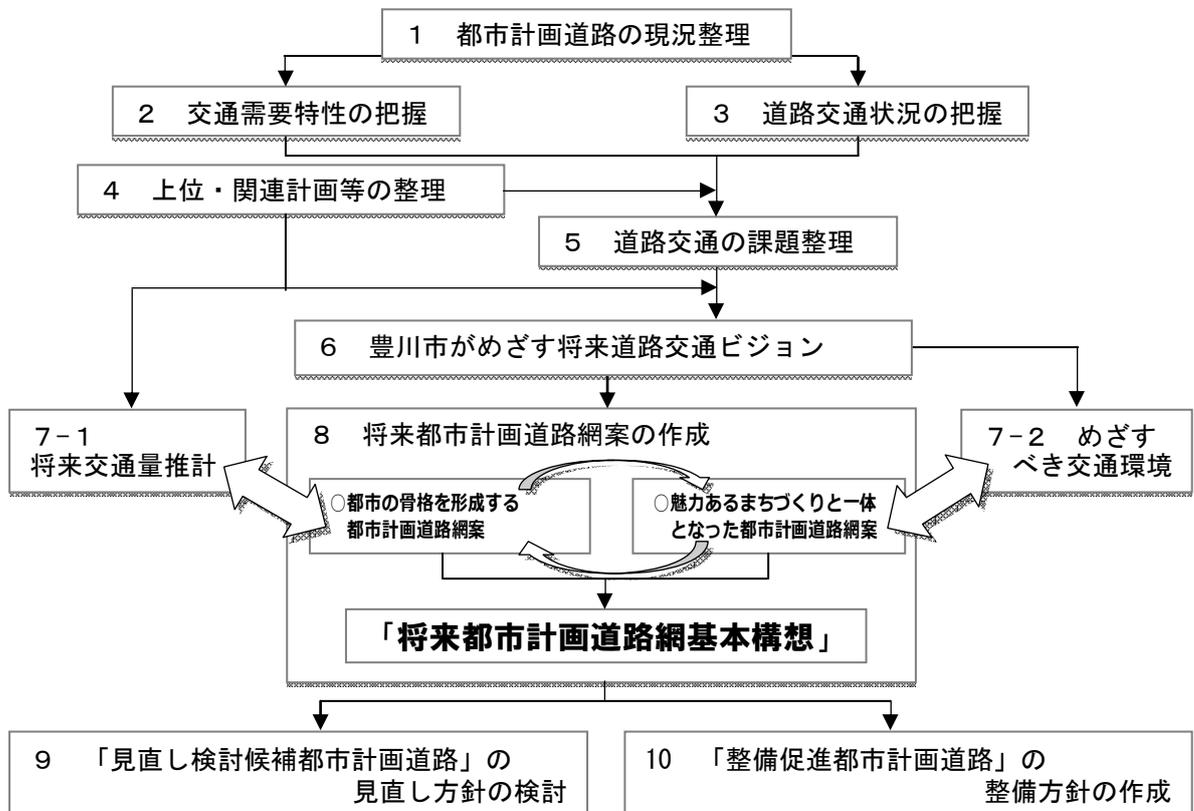
- 豊川市全体の都市計画道路網について、豊川市の将来像、道路交通ビジョンを見据えつつ、現行都市計画道路網の計画の妥当性について定量的・定性的な観点から検証を行い、豊川市がめざす将来道路交通ビジョン（理念、目標）及び将来道路網整備の基本方針を作成するものとします。
- 将来交通量推計の予測年度となる概ね 20 年後の平成 47 年を目標年度とした、将来都市計画道路網基本構想を作成します。
- 未整備路線においては、都市計画決定の廃止を含めた見直し方針を明確にします。
- 現計画を継続する路線においては、路線としての位置づけや機能を明確にし、道路ネットワークとしての検証を行います。
- 豊川市がめざす将来道路交通ビジョンに基づく路線別評価を実施し、整備重要度を定めた上で、道路整備方針を策定します

## 都市計画道路見直しの必要性

- 豊川市の健全な発展のためには、交通需要特性や道路交通特性などを踏まえた道路交通の課題への対応を図るとともに、道路交通の円滑化、都市及び地域の活性化、超高齢社会、低炭素社会などの社会経済情勢の変化への対応や、災害時における避難路の確保など、安全・安心に留意した道路交通環境の整備を進めていく必要があります。
- 都市計画決定当初から現在にかけて、道路に期待される役割や豊川市の将来像、道路をとりまく社会経済情勢は大きく変化していることから、こうした変化に応じた見直しを行うことが必要です。
- 豊川市においては平成 18 年から 22 年に 1 市 4 町が合併しましたが、今後は新豊川市が一体の都市として発展していくための重要な都市基盤施設として、各地区間を連絡する幹線道路網の構築が必要です。
- 都市計画マスタープランにおける道路の整備方針においても、市域拡大などに起因する幹線道路ネットワークの検証を行い、路線の追加・延長の検討とともに、長期未着手路線について廃止を含めた検証を行うことが謳われています。
- 一方、社会経済情勢の変化や行政の厳しい財政事情から、道路事業予算は縮小しています。今後はさらに、道路事業予算に占める道路維持・修繕費の割合が高まり、新たな道路整備への費用は減少していく見込みです。
- こうした背景を踏まえ、限られた予算の中で効率的・効果的な道路整備を進める必要があることから、長期未整備路線について都市計画決定の廃止を含めた検討を行うなど、都市計画道路の役割や必要性を再検証し、見直しを行うことが必要です。

## 都市計画道路網見直し手順

- 豊川市都市計画道路網見直しの全体的な手順として、以下のフローに基づき、都市計画道路網見直し検討を行うものとします。

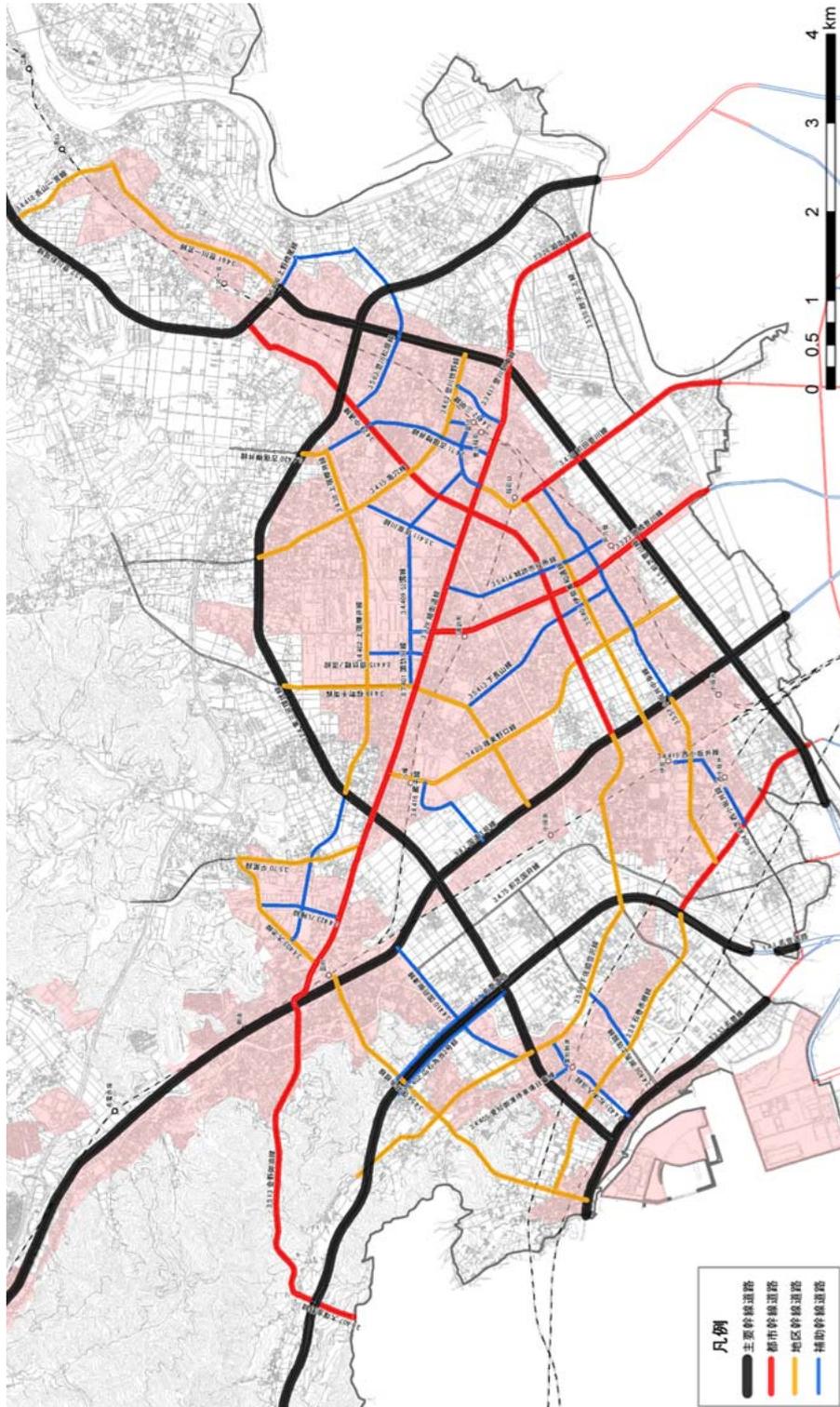


## 将来都市計画道路網基本構想

整備対象路線（現行計画通り）の都市計画道路の役割を明確にするため、路線・区間ごとに各機能分類を設定します。着色のない路線・区間は、見直し検討候補とします。

### 【都市計画道路の機能分類の定義】

- ・ **主要幹線道路**：隣接都市との連続性をもち市域を跨ぐ広域的な通過交通を分担し、下位道路への不要な交通の侵入を軽減し、多量の自動車交通を処理する道路。
- ・ **都市幹線道路**：都市計画区域の骨格を形成し、比較的トリップの長い交通を効果的に主要幹線道路に誘導するとともに、地区内に不要な通過交通を排除する道路。
- ・ **地区幹線道路**：市の骨格を形成し市街地の幹線的機能を果たすとともに、市内の主要な交通発生源を相互に結び、発生集中する交通を効果的に都市幹線道路などに誘導する道路。
- ・ **補助幹線道路**：市街地において区画街路の交通を集め、地区内に発生集中する自動車交通を地区幹線道路などに誘導する道路。

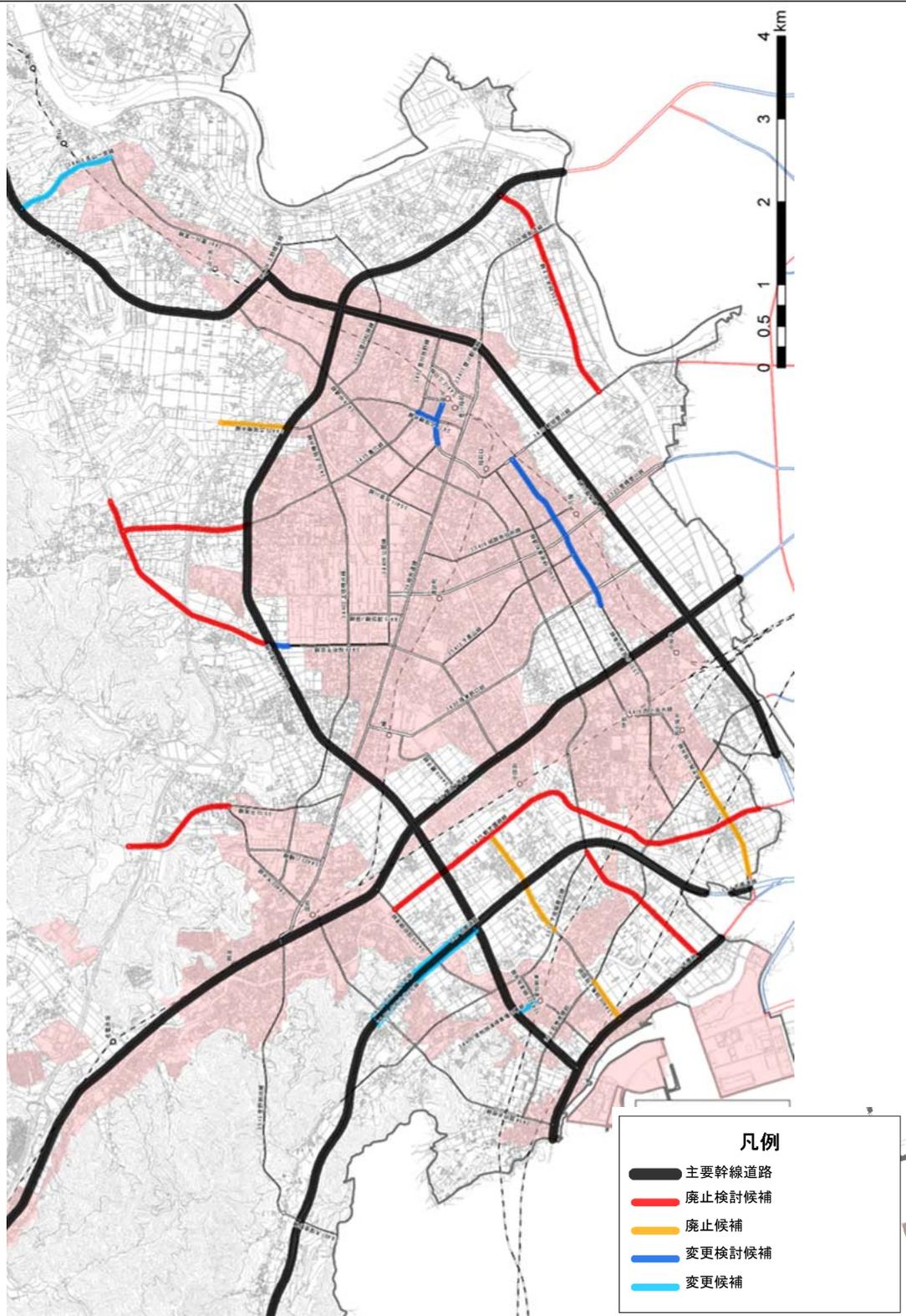


## 都市計画道路の見直し方針図

基本構想において、見直し検討候補とした路線・区間について、各路線・区間の都市計画決定や都市計画変更の経緯、まちづくり上の評価を踏まえ、周辺の市街地環境や見直し前後における各種機能性の影響などを明らかにし、決定した各路線・区間の見直し方針は下図のとおりです。

廃止候補及び廃止検討候補とした路線・区間の一部は、現在の都市計画決定区域に現行道路を含む路線があります。基本構想に基づく都市計画道路の廃止は、都市計画上の必要性等の検証の結果により都市計画の決定を解除するものであり、現行道路の道路機能については、引き続き維持・向上を図る必要があります。

従って、基本構想に基づき都市計画道路の廃止を行った路線・区間についても、現行道路の状況や地域の要望、事故の発生状況等により、必要に応じ道路改良、交通安全対策等（現行道路が県道である場合は、県への要望等）を検討するものとします。



## 都市計画道路の見直し方針一覧

決定権者	番号・路線名	延長	見直し方針
県決定	3・4・15 亀穴線	1,530m	廃止検討候補とする
	3・4・19 桜町千両線	2,790m (210m)	廃止検討候補とする（一部変更）
	3・4・24 中通線	1,900m	廃止検討候補とする
	3・4・30 前田豊川線	500m	変更検討候補とする
	3・4・71 古宿樽井線	220m	変更検討候補とする
	3・4・75 前芝国府線	5,160m	廃止検討候補とする
	3・5・55 柑子三上線	2,770m	廃止検討候補とする
	3・5・57 小坂井中条線	2,100m	変更検討候補とする
	3・5・70 平尾線	1,410m	廃止検討候補とする
市決定	3・4・405 愛知御津停車場日暮線	230m	変更候補とする
	3・4・408 御馬上佐脇線	1,960m	廃止候補とする
	3・4・418 長山一宮線	1,290m	変更候補とする
	3・4・420 古宿樽井線	830m	廃止候補とする
	3・5・404 前芝西小坂井線	1,380m	廃止候補とする
	7・6・401 広石為当1号線	1,670m	変更候補とする
	7・6・402 広石為当2号線	1,670m	変更候補とする

※県決定路線については、市による検討を踏まえたうえで、今後、県による検討を行う路線として「廃止検討候補」、「変更検討候補」とした。

## 都市計画を廃止する路線・区間について

- 廃止候補及び廃止検討候補とした路線・区間の一部は、現在の都市計画決定区域に現行道路を含む路線があります。基本構想に基づく都市計画道路の廃止は、都市計画上の必要性等の検証の結果により都市計画の決定を解除するものであり、現行道路の道路機能については、引き続き維持・向上を図る必要があります。
- 従って、基本構想に基づき都市計画道路の廃止を行った路線・区間についても、現行道路の状況や地域の要望、事故の発生状況等により、必要に応じ道路改良、交通安全対策等（現行道路が県道である場合は、県への要望等）を検討するものとします。

## 都市計画道路網見直しのPDCA

- 都市計画道路網の見直しは、概ね10年後を目途に再見直しを行うものとします。
- 都市計画道路の見直しは長期的な取り組みとなることから、進捗状況を定期的に把握するとともに、上位・関連計画と相互に調整しつつ、適切な進行管理を行うものとします。